

記入例

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

年 月 日

さいたま市長 殿

建設工事等でさいたま市内に複数の排出事業場がある場合は代表的な住所を記載してください。さいたま市へのご報告はさいたま市内排出分のみです。

報告書の当該年度を記入

報告書の提出日を記入

報告者

所在地 埼玉県さいたま市〇〇区常盤1-〇-△
氏名 (株)さいたま建設 代表取締役 さいたま 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-〇〇〇-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書

排出者の業種を記入

事業場の名称	(株)さいたま建設 〇〇支店		業種	総合工事業					
事業場の所在地	さいたま市△△区2-〇-△		電話番号	3-〇〇〇-〇〇〇〇					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック	20	7	101XXXXXX XX	〇〇運送(株)	埼玉県〇〇市〇〇	11XXXXXXX	(株)×〇産業	
2	廃プラスチック	10	5	同上	同上	さいたま市△△区〇〇	11XXXXXXX X	(有)〇〇興業	
3	がれき類	150	20	1XXXXXX XX	(有)〇×土木	さいたま市〇〇区△△	11XXXXXXX X	△△工業(株)	
4	がれき類 (石綿含有)	5	2	101XXXX XX	〇〇環境(株)	〇〇県△〇市×〇	24XXXXXXX	(株)△×開発	

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入

石綿含有産業廃棄物に関しては別に記載

単位は「t(トン)」で記入。
処理時に「t」以外で記載している場合には、
換算表を参考にtに換算して記入

運搬先と同一の場合は省略可

- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間でまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

報告年度		令和 年度			事業場の名称			別紙番号	
					(株) さいたま建設			〇〇支店	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	廃プラスチック	10	4	101XXXXXX XX	〇×運輸(株)	埼玉県〇〇市	XXXXXXXXXX	×〇環境(株)	〇〇県〇〇市
	区間委託			11XXXXXXXX	(株) △△運送	〇〇県〇〇市	同上	同上	
6	がれき類	8	2	101XXXXXX XX	(有) 〇×土木				
	再委託			101XXXXXX XX	△〇建設(有)	埼玉県〇△市	11XXXXXXXX	(株) 〇△総業	

区間委託を行なった場合は、上段に第1区間、下段に第2区間を委託した業者を記載

「当該ページ数」 / 「別紙の総数」を記載

1 / 1

区間委託・再委託の場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載

再委託を行なった場合は、上段に元の受託者、下段に再受託者を記載

区間委託の場合、積替え保管先の住所を記載

- この別紙は報告の対象となる産業廃棄物の種類が報告書(様式第三号)に足りない場合に使用すること。
- 報告年度には、元となる報告書(様式第三号)の表題と同じ年度を記載すること。
- 事業場の名称には、元となる報告書(様式第三号)と同じ名称を記載すること。
- 別紙番号には、分母部分に別紙の総数を記載し、分子部分に当該別紙の番号を記載すること。

作成時の注意点

1. さいたま市内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場（例：工事現場等）が2つ以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出してください。その際は、事業場の名称には「さいたま市内各工事現場」、事業場の所在地には「さいたま市内各所」のようにさいたま市内の排出とわかるように記載してください。
2. 業種は日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。複数の事業を行なっている場合は、主たる事業に該当する項目を記入してください。
3. 産業廃棄物の種類は廃棄物処理法の区分に準拠します。ただし、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合（電気製品等）にあっては、混合廃棄物として取扱うことも可能です。
4. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、含まれないものと分けて記入してください。
5. 区間を区切って運搬を委託した場合（積替え保管等を行なう場合）又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてもすべて記入してください。
6. 産業廃棄物の排出量は「トン」で報告してください。「トン」以外で交付・管理等している場合においては、環境省が作成した換算表を参考に記入してください。
7. 記入欄が足りない場合は、再び様式第3号を利用するか、「参考様式」を使用してください。また、記入内容が同じであれば用紙を独自に作成してもらってかまいません。ただし、その場合でも1枚目は必ず法定様式を用いてください。

この報告は、特別管理産業廃棄物についてだけでなく、すべての産業廃棄物についての報告となります。

特別管理産業廃棄物以外にも産業廃棄物の処理を委託している場合には、それについても報告の対象となりますので注意してください。